

聴覚の障がいがある方の運転免許取得と周囲の運転者の配意事項について (平成24年4月1日施行)

■ 聴覚障がい者の方の運転免許取得の概要

聴覚障がい者(補聴器を用いても10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえない方)であっても、特定後写鏡(ワイドミラー又は補助ミラー)を活用して慎重に運転することにより、普通自動車を安全に運転することができるものと認められていますが、平成24年4月1日から運転免許の取得等について、下記のとおり改正されました。

自動車などの種類		運転に必要な免許	改正前	改正後
普通自動車	乗用車	普通免許	●※	●※
	貨物車		×	●※
原動機付自転車		普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許	×	●
小型特殊自動車		普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は小型特殊免許	×	●
大型自動二輪車		大型二輪免許	×	●
普通自動二輪車		大型二輪免許又は普通二輪免許	×	●

※ 特定後写鏡(ワイドミラー又は補助ミラー)を取り付けることと、聴覚障害者標識を表示することが条件となります。

○ 二輪免許等について

平成24年4月1日から、**普通自動二輪免許、大型自動二輪免許、小型特殊免許及び原動機付自転車免許については、聴力の適性基準が廃止**されました。

現在、免許に補聴器条件がある方についても、補聴器なしで自動二輪車、小型特殊自動車、原動機付自転車の運転をすることができます。また、聴覚障害者標識の表示義務もありません。

(普通自動車を運転する場合は、聴覚障害者標識の表示義務があります。)

○ 特定後写鏡による普通自動車の運転について

平成24年4月1日から、運転免許証に

- ・ 特定後写鏡(ワイドミラー又は補助ミラー)
- ・ 普通自動車(貨物自動車を含む)限定
- ・ 聴覚障害者標識の表示

の条件を付けることにより、普通自動車(貨物自動車を含む)が運転できるようになりました。

運転免許証に条件を付けるためには、運転免許センター(松江市)又は西部運転免許センター(浜田市)において、臨時適性検査を行う必要があります。

■ 聴覚障害者標識の表示義務と幅寄せ等の禁止



聴覚障害者標識

聴覚障がい者が運転する際に、聴覚障害者標識の表示を義務付け

- | | | |
|---|-----------------------|--------------------------------------|
| ➡ | 聴覚障害者標識を
表示しなかった場合 | ○2万円以下の罰金
○反則金 4,000円
○基礎点数 1点 |
|---|-----------------------|--------------------------------------|

聴覚障害者標識を表示した車に対する幅寄せ、割込みの禁止

- | | | |
|---|------------------|---|
| ➡ | 幅寄せ・割込みをした
場合 | ○5万円以下の罰金
○反則金 6,000円(普通車)
○基礎点数 1点 |
|---|------------------|---|

■ 聴覚障害者標識を表示した自動車に対する配慮

周囲の運転者は、聴覚障がい者が警音器の音では危険を認知できないことがあることを理解するとともに、必要に応じ、減速を行うなどする必要があります。

周囲の運転者が特に留意すべき運転場面

- 「警笛鳴らせ」の警戒標識が設置されている、山地部の道路や見とおしのきかない交差点、曲がり角等
- 脇道から前進又は後退して大きな道路に入ろうとしている自動車
- 自分の車線に車線変更しようとしている自動車

■ 聴覚障がい者の方が新たに特定後写鏡条件の免許を取得する手続きについて

聴覚障がい者(補聴器を用いても10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえない方)

指定自動車教習所を利用する場合

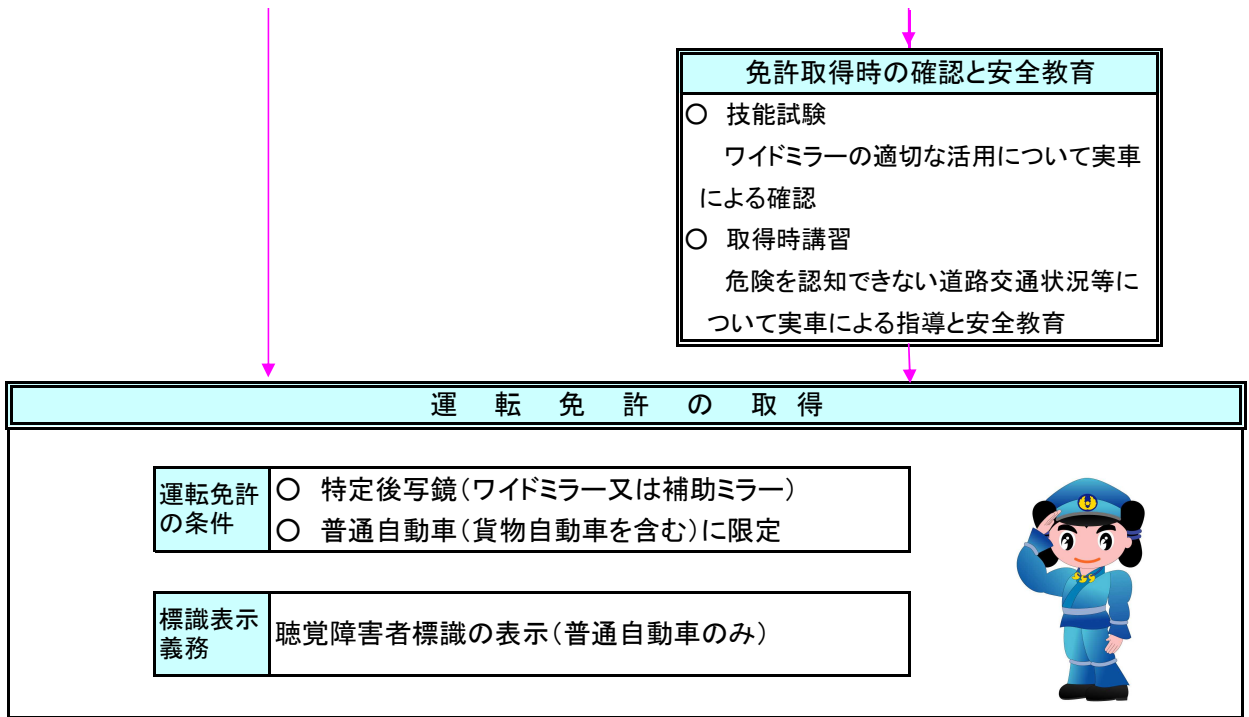
教習における確認と安全教育

- 技能検定
ワイドミラーの適切な活用について実車による確認
- 学科教習
危険を認知できない道路交通状況等について実車による指導と安全教育

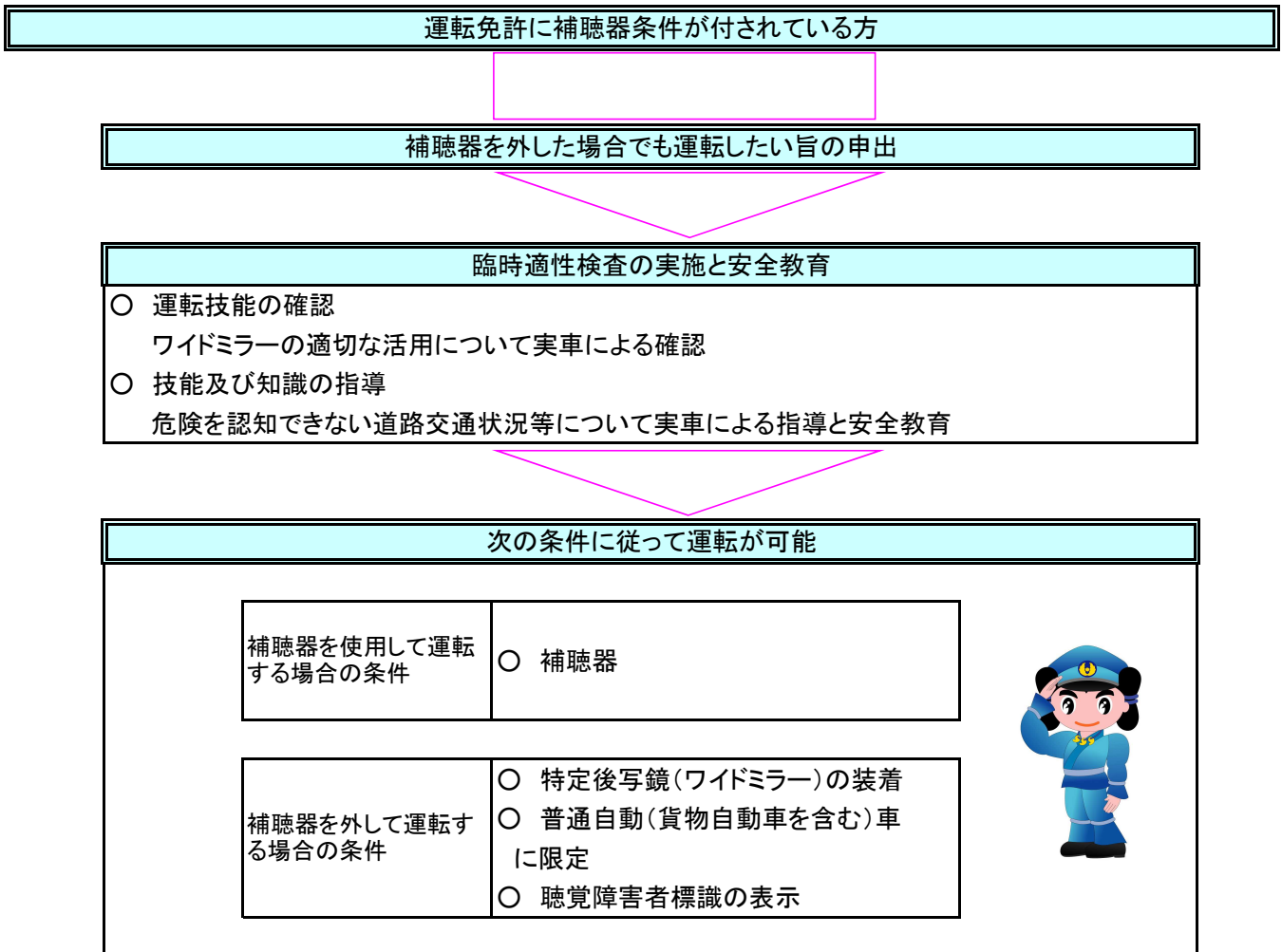
技能試験を受験する場合

運 転 免 許 試 験

取 得 時 講 習



■ 現に補聴器条件の運転免許を有する方が特定後写鏡条件による運転を希望した場合



なお、不明な点につきましては、次にお問い合わせください。

島根県運転免許センター

島根県松江市打出町250-1 TEL(0852)-36-7400